



# あるじでん

No.44

世田谷区教育委員会事務局民家園係

〒157-0067 世田谷区喜多見5-27-14

◎ 次大夫堀公園民家園

☎ 03(3417)8492

◎ 岡本公園民家園

☎ 03(3709)6959

平成29年11月1日 発行

## ○ 民家保存の生い立ち

### はじめに

今日、国の重要文化財のほか、地方公共団体などで文化財として価値がみとめられた民家が各地で保存されています。

民家保存のあり方は、近代以降の社会情勢や生活環境の変化などを背景として、各時代の民家研究や文化財関連制度によって展開してきました。

ここでは、近代における民家保存の黎明期の出来事、文化財関連制度の変遷、戦後活発化した民家研究と民家保存について取りあげます。

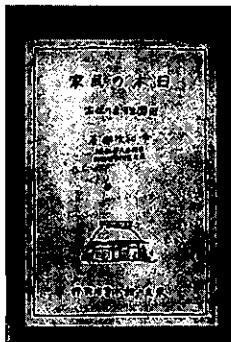
### 1. 民家保存の黎明期

**民家への着目** 農村生活の研究を目的に明治43年（1910）に結成されていた郷土会の柳田國男と建築家・佐藤功一の呼びかけによって、民家保存を目的として農村における民家や生活を調査・記録する白茅会が大正6年（1917）に結成されました。メンバーには佐藤功一、今和次郎、大熊喜邦、田村鎮などの建築家と、柳田國男、石黒忠篤、細川護立などの民俗学者9名が集まり、翌7年には唯一の成果である白茅会編『民家圖集 第壹輯 埼玉縣』が発行されます。



白茅会編『民家圖集』／工学院大学図書館所蔵

白茅会で活躍した今和次郎は、その後も農商務省農政課長の石黒忠篤の斡旋によって各地の民家を記録採集し、大正 11 年(1922)に民家に関する初めての入門書『日本の民家 田園生活者の住家』を刊行します。こうした白茅会や今和次郎の民家への着目は、わが国における民家研究のはじまりとして知られています。



今和次郎『日本の民家』(鈴木書店発行) /日本建築学会図書館所蔵

その後は、緑草会編『民家図集』(昭和 5

年～6 年)、石原憲治『日本農民建築』(同 9 年～11 年)、民家研究会『民家』(同 11 年～19 年)、関野克『日本住宅小史』(同 17 年)などが出発されますが、民家の保存にまで発展するような広がりはみられませんでした。

一方で戦前は、昭和 8 年(1933)に結成した民家研究会(大熊喜邦・今和次郎・竹内芳太郎など)に代表されるように、大正期から活発になる農村や農家の生活改善の側面から民家をとらえる方向へと展開していく研究も多くみられました。

**民族博物館と「武藏野民家」** この時期、「屋根裏の博物館」として知られるアチックミューゼアムソサエティ(後の日本常民文化研究所)を創立した渋澤敬三も今和次郎とともに民家の保存に一石を投じています。

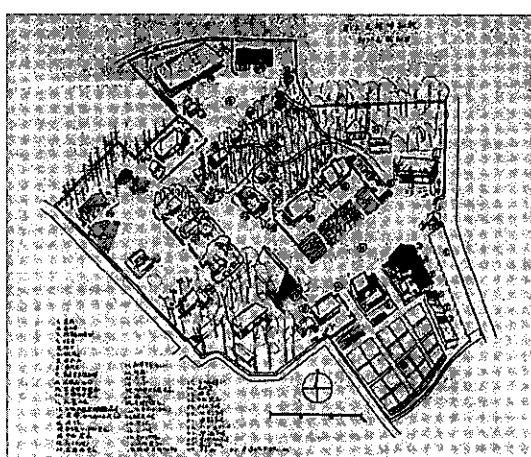
渋澤敬三は、昭和 9 年(1934)に昭和天皇の御大典記念の事業として、日本青年館に附属する大日本聯合青年団郷土資料陳列所においてアチックミューゼアムで所有していた資料の公開と併せて、今和次郎、竹内芳太郎、蔵田周忠らによる民家の分布模型を展示します。

昭和 14 年(1939)、日中戦争の影響によ

る突然の陳列所閉鎖後、渋澤敬三は日本民族学会に資料を寄贈し、東京府の保谷村(現在の西東京市)に同学会附属の民族学博物館を開館します。

民族学博物館の設計図は、今和次郎らによって作製され、研究所および屋内展示施設の博物館だけではなく、北欧の野外博物館を参考にしたといわれる、日本各地の民家を屋外に配した計画が立てられていたことが特徴です。

開館当時から屋外展示として「武藏野民家」のほか、「絵馬堂」・「アイヌ住家」・「奄美の高倉」が相次いで公開されますが、資金難などによって昭和 37 年(1962)に閉館を余儀なくされました。



日本民族博物館 野外部俯瞰図(案)／工学院大学図書館所蔵



民族学博物館の「武藏野民家」／塚嘉一郎氏所蔵

## 2. 文化財制度と民家

**関連制度のはじまり** 日本における公的な制度としての文化財保護は、明治時代以降に見られるようになります。明治元年(1868)に布告された「神仏ノ分離ニ關スル件」(神仏分離令)によって巻き起こった「廢仏毀釈」の風潮で、多くの伝来物や仏具類、寺院が破壊または国外流出されたといわれています。

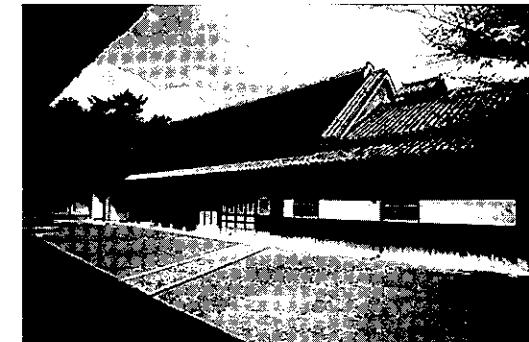
こうした文化財の散逸を防ぐため、明治 4 年(1871)にはじめての文化財関連制度「古器旧物保存方」が布告されましたが、このときはまだ建造物は指定対象に含まれていませんでした。

また、日本最初の国立博物館が明治 4 年の文部省所管から内務省・農商務省を経て同 19 年(1886)に宮内省へ移管されると、

それまでの自然科学や動物園機能を切り離し、次第に上層階級の美術品や工芸品が重視されるようになっていきます。

一方、日清戦争による自国の文化に対する自覚といった社会風潮や、明治 28 年（1895）に『建築雑誌』で取りあげられた「国家は古建築物を保存すべし」の論説に端を発して、同 30 年（1897）に初めて「特別保護建造物」を定めた「古社寺保存法」が公布されます。また、大正 8 年（1919）には、建造物と密接に関わる史跡や名勝といった土地の保存を定めた「史蹟名勝天然記念物保存法」も公布されます。

そして、昭和 4 年（1929）に公布された「国宝保存法」では、これまでの古社寺保存法では社寺に限られていた保護の対象範囲を拡大して、城郭建築や社寺所有以外の物件なども「国宝」に指定されるようになります。このとき「特別保護建造物」であった建造物も国宝と称されるようになります。民家としては、大阪府の吉村家住宅が昭和 12 年（1937）、京都府の小川家住宅が同 19 年（1944）にそれぞれ国宝に指定されます。



現在の吉村家住宅／羽曳野市教育委員会所蔵

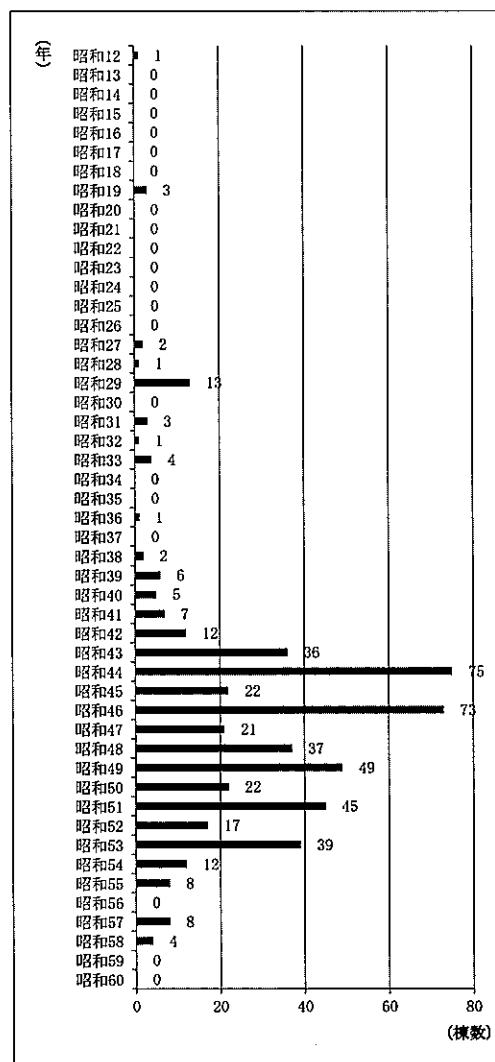
**文化財保護法の制定** 敗戦後、戦火で被災した文化財建造物の指定解除や修理工事が計画・実施される中で、昭和 24 年（1949）に法隆寺金堂の火災が起こります。これを契機として同 25 年（1950）に「文化財保護法」が成立します。

文化財保護法では、内容の充実によって、これまでの国宝保存法・重要美術品等ノ保存ニ関スル法律・史蹟名勝天然記念物保存法が廃止されます。

また、これまで国宝に指定していた有形文化財を「重要文化財」に改め、そのうち特に重要なものを新たに国宝と定めました。民家では、吉村家住宅（大阪府）と小川家住宅（京都）がいずれも重要文化財に改められています。

文化財保護法の成立以降、国における民家調査としては昭和 26 年（1951）に重要と

みられた民家が多数存在する岐阜・富山・石川・宮崎の各県、また同 40 年（1965）までは民家特別調査として、岩手・山梨・新潟・広島の各県で行われていました。しかし、重要文化財の本格的な指定までには至らず、昭和 42 年（1967）までの指定数は 39 件、61 棟にとどまっていました。



国指定民家の指定推移 (昭和 12 年～同 60 年)

### 3. 民家保存の活発化

#### 民家研究の発展

戦後の民家研究は、すでに戦前から引き続いて建築学・民俗学・人文地理学の分野で着目されていましたが、建築学においては、依然として神社や仏閣の研究が主流であつたといわれています。

昭和 30 年代になると、国土開発や生活様式の変化による民家の取り壊しが急速に進んだこともあり、昭和 32 年（1957）に建築史家の伊藤鄭爾と写真家の二川幸夫による『日本の民家』が刊行される頃、ようやく民家研究が活発化し始めます。

その後は、大河直躬「民家保存についての感想」（『建築雑誌』、昭和 34 年）、伊藤鄭爾「日本民家史の研究」（同 35 年受賞）、日本建築協会『ふるさとのすまい』（同 37 年）、同『建築と社会 VOL. 50（特集・民家の系譜と保存計画）』（同 37 年）、日本建築学会『建築雑誌 Vol. 81 no. 963（特集・日本の民家）』（同 41 年）など、民家保存につながる研究が取り上げられるようになります。

こうした民家研究に呼応して、文化財行政では昭和 41 年（1966）に、現文化庁の事業として全国の民家緊急調査が約 10 年間

かけて各都道府県単位で順次進められ、民家の重要文化財への指定が昭和 43 年から飛躍的に多くなります。

東京都では、昭和 36 年（1961）に東京都教育庁文化課（当時）の事業として行われた「荏原地域文化財総合調査」が民家緊急調査報告に反映されています。この調査では、品川・大田・目黒・世田谷の各区の民家が対象となっており、世田谷区内については 14 棟の民家がこのとき調査されています。

**復原的調査と編年** 昭和 30 年代の民家研究の発展は、戦前までの研究に対する批判的な視点から生み出されたといわれています。中でも日本建築学会民家小委員会が報告した「民家調査基準 I」（昭和 38 年）は、民家研究の便宜と調査内容の充実を計るために作製されたものでした。

もともと生活と不可分にある民家は、度重なる改築や増築によって様式や年代が判別しづらい性質をもっています。この「民家調査基準 I」には、こうした問題点に対して一定の指標を導き出すため、それまで国宝の修理工事に利用されていた方法をもとに、民家の現状記録と痕跡調査から建築

当初の状態や後の改変を把握する「復原的調査」と、社寺建築に比べて文献資料が少ない民家における建築年代の解明を目的とする「編年」についての方法が記されています。

民家小委員会のこうした成果は、後に文化庁監修（編集代表・太田博太郎）による『民家のみかた調べかた』（昭和 42 年）としてまとめられ、民家研究の啓蒙書として普及していきました。

このような民家の復原的調査や編年の指標は、この時期の重要文化財の民家における復原において、生活文化との矛盾を抱きながらも、「建築当初の形態が遺されているか」、「一地域における時代の典型を表しているか」といった点が重視され、建築当初の間取りや意匠に復原する考え方が採用されていました。

一方で、民家は時代ごとの生活環境に合わせて居住者が改築・増築を繰り返してきた経緯があり、上記のような復原の考えには批判的な視点もみられました。中でも戦前の生活改善運動を牽引してきた竹内芳太郎は「建築様式の探求から出発した建築歴史学の分野では、様式の考証に主力をそぐのは当然であるかも知れない。だが、

人間の居住空間を対象とする場合は、それも必要であるが優先するものではない。」（「民家非建築私観」（『民俗建築』第 72 号）、昭和 51 年）として当時の復原のあり方について疑問を投げかけ、屋敷とその中にある全ての生活を研究・保存の対象にすべきであると論じています。

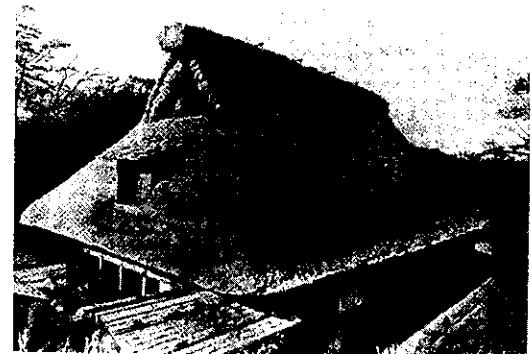
**現地保存と移築保存** 昭和 40 年代における各地の民家保存の形態を大別すると、民家調査などで発見された文化財的価値のある民家を「現地」で保存する場合と、生活環境の変化による建て替えやダム建設のような不可避の転居などに伴い「移築」して保存する場合とがみられます。

現地保存は、文化財保護の観点では重要視されており、民家の保存では居住者が受け継いだ建物本来の地域に密接な歴史を伝えることができる利点があげられます。近年では、昭和 50 年（1975）の文化財保護法の改正で定められた「重要伝統的建造物群保存地区」にみられるように、民家だけでなく、周囲の環境を含めた地区が保護対象となり、より現地保存の風潮が高まりました。しかし、復原にあたっては前述のような建築当初の様式に戻すことで現代的な生

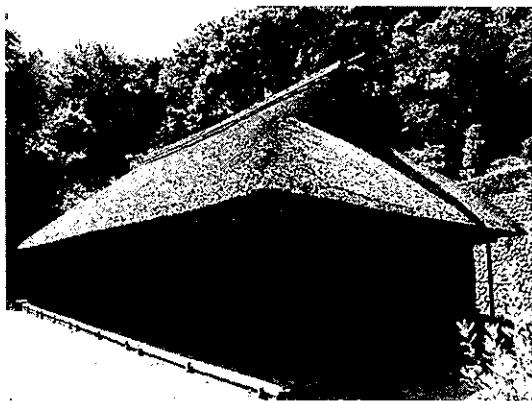
活と乖離した民家になることが多く、居住者は他所への転居を余儀なくされる場合も少なくありませんでした。

移築保存では、十分な公開や管理を可能にすることが多い反面、移築以前に建っていた地域と切り離されることで民家にとつて不可欠な歴史や生活の保存方法が難しくなります。

こうした現地保存と移築保存の問題点は、今日でも各地の文化財民家や民家園などでも課題となっています。



三溪園に移築された旧矢箇原家住宅（昭和 31 年重要文化財指定）／『旧矢箇原家住宅移築修理工事報告書』（昭和 35 年）より転載



日本民家園に移築された旧伊藤家住宅（昭和 39 年  
重要文化財指定）／川崎市立日本民家園所蔵

## おわりに

これまで見てきたように、民家の保存は近代からはじまり、戦後の民家研究の発展を受けて国の重要文化財の保存事業に反映されていきました。

昭和 50 年（1975）の文化財保護法の改正では、地方自治体における文化財保護行政体制の整備も図られ、次第に地方自治体の民家保存が盛んになります。

なお世田谷区では、これまで見てきたような民家保存の変遷を経た昭和 52 年（1977）から、瀬田地区の長崎家住宅を区立岡本公園へ移築保存する事業が進められました。同時期に検討されていた世田谷区文化財保護条例の制定前後の出来事でもあり、新し

い文化財像を創造する取り組みとして、また地方自治体における民家の移築事例としても注目されました。

長崎家住宅の保存にあたっては、これまでの国における重要文化財の移築保存に対する疑問や、民家研究で培ってきた復原方法をふまえて様々な試みが行われたことで、民家保存に新しい展開を生み出し、その後の次大夫堀公園民家園（昭和 63 年開園）の計画へと引き継がれていきました。



移築前の長崎家住宅（昭和 52 年）

※旧長崎家保存の全容は『甦った古民家 一旧長崎家主屋保存の記録ー』（昭和 56 年発行）に詳細に記載されています。

### 【主な参考文献】

『民俗建築』1950 年～／「民家調査基準 I」『建築雑誌』1963 年／『東京都文化財調査報告書 13』1963 年／『建築と社会 vol. 50』1969 年／『民家のみかた調べかた』1982 年／『日本の民家調査報告書集成 6』1998 年／『新建築学大系 50』1999 年／『文化財保護法五十年史』2001 年／『屋根裏の博物館』、2002 年／『渋沢敬三と今和次郎』2013 年

（文化財資料調査員 今田・乘松・松浦・林）